第29期
定時株主総会
招集ご通知

日 時

2024年９月27日(金曜日)
午前10時（受付開始 午前９時30分）

場 所

千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目８番１号
ウィシュトンホテル・ユーカリ　５階 ロイヤル

決議事項

第１号議案 **取締役７名選任の件**
第２号議案 **監査役４名選任の件**

お知らせ

● **議決権の事前行使について**

同封の議決権行使書面のご送付により、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限
2024年９月26日(木曜日) 午後６時まで

株式会社ジィ・シィ企画

証券コード：4073

ご挨拶



代表取締役社長
矢ヶ部　啓　一

株主の皆様におかれましては、日頃より当社をご支援いただき、厚く御礼申し上げます。
第29期定時株主総会招集ご通知をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

キャッシュレス社会の拡大を背景に、当年度は当社にとって２つの大きな取り組みがありました。ひとつはキャッシュレス業界の雄である株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスと資本業務提携を締結したこと、もうひとつは世界有数の決済端末ベンダーであるNewland Payment Technology International (Singapore) Pte Ltd.と日本で唯一のディストリビューター契約を結んだことにあります。これらは当社がキャッシュレス業界において成長して行く中で非常に重要な契約であり、ステークホルダーの皆様に満足いただける製品とサービスの構築に欠かせないものになると確信しております。

これらに加え、経営層の若返りを図り、よりアグレッシブにスピード感をもって事業に取り組む環境を整えることで、世の中に新しい価値観を提供し、持続的な成長の実現を会社一丸となって取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年９月

証券コード　4073
2024年９月11日
（電子提供措置の開始日　2024年９月５日）

株　主　各　位

千葉県佐倉市王子台一丁目28番８号
株式会社ジィ・シィ企画
代表取締役社長　矢ヶ部　啓　一

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第29期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】
https://www.gck.co.jp/ir/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジィ・シィ企画」又は「コード」に当社証券コード「4073」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限であります2024年９月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。**

敬　具

記

1. 日　　時　2024年９月27日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目８番１号
ウィシュトンホテル・ユーカリ　５階 ロイヤル

3. 目的事項

報告事項　第29期（2023年７月１日から2024年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　監査役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎議事の記録の正確性を確保するため、当日は議場のビデオ撮影を予定しております。会場後方からの撮影とし、ご出席株主様の容姿が撮影されないよう配慮いたします。ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。
◎会社法改正により、電子提供措置事項については、掲載している各ウェブサイトにアクセスの上ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、以下のいずれかの方法により議決権のご行使をお願い申し上げます。

ご郵送で議決権を行使される方

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示の上、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



早期投函のお願い

行使期限までに到着するようお早めにご投函ください。

こちらを切り取ってご返送ください。

行使期限

2024年９月26日（木曜日）
午後６時到着分まで

株主総会に当日ご出席される方

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



本冊子ご持参のお願い

資源節約のため、本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年９月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

議決権行使書のご記入方法

第１号・第２号議案

- 全員賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- 全員否認の場合 ⇒「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ⇒「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。
- 一部の候補者を賛成する場合 ⇒「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。



株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役会は、任意の指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役候補者を決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の地位及び担当	出席回数/取締役会
1	金子哲司（かねこてつじ）　再任	取締役会長	26回／26回
2	髙木洋介（たかぎようすけ）　再任	取締役	26回／26回
3	丸山英幸（まるやまひでゆき）　再任	取締役 経営管理本部長 兼パーパスブランディング部長	26回／26回
4	金澤憲一（かなざわけんいち）　再任	取締役 ペイメントビジネス本部長	26回／26回
5	西田光志（にしだみつし）　再任　独立役員　社外	取締役	26回／26回
6	日下部進（くさかべすすむ）　再任　独立役員　社外	取締役	26回／26回
7	大髙敦（おおたかあつし）　新任　独立役員　社外	－	－回／－回

【参考】候補者一覧

社外　社外取締役候補者　　独立役員　証券取引所届出独立役員

候補者番号 1

金子哲司（かねこてつじ）



再任

生年月日
1951年4月21日

取締役在任年数
29年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月	㈱堀切バネ製作所（現：㈱ホリキリ）入社
1989年10月	セイコーシステム㈱（現：セイコーソリューションズ㈱）入社
1995年 9 月	㈲ジィ・シィ企画（現：㈱ジィ・シィ企画）設立 代表取締役社長
2016年 4 月	当社代表取締役会長
2019年 9 月	当社取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由
当社の創業者で、高い経営理念を掲げ強いリーダーシップで会社を牽引してきた実績と、経営への幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

髙木洋介（たかぎ ようすけ）



再任

生年月日
1979年６月30日

取締役在任年数
8年5ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

所有する当社の株式数
29,720株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 4 月　当社入社
2012年 7 月　当社執行役員
　　営業部長
2014年 4 月　当社執行役員
　　システムソリューション営業部長
2016年 4 月　当社取締役
　　ソリューション営業部長
2017年 1 月　当社取締役
　　ペイメントビジネス本部長兼ソリューションセールス部長
2024年 7 月　当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由
当社のペイメントビジネス本部を統括し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験及び幅広い見識と、強いリーダーシップが必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

丸山英幸（まるやま ひでゆき）



再任

生年月日
1978年８月13日

取締役在任年数
2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

所有する当社の株式数
28,200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 9 月	㈱ハッシュシステム設立　代表取締役社長
2003年 4 月	当社入社
2006年 9 月	当社営業部営業三課長
2008年 7 月	当社営業部アドバンストソリューション課長
2012年 7 月	当社営業部副部長
2014年 4 月	当社ペイメントビジネス本部カスタマーサービス部副部長
2016年 4 月	当社執行役員 ペイメントビジネス本部カスタマーサービス部長
2022年 7 月	当社執行役員 経営管理本部長兼経営企画部長
2022年 9 月	当社取締役 経営管理本部長兼経営企画部長
2023年 9 月	当社取締役 経営管理本部長
2024年 9 月	当社取締役 経営管理本部長兼パーパスブランディング部長（現任）

取締役候補者とした理由
企業経営及び長きにわたる営業の成長戦略構築、当社運用部門内で培った豊富な知識と経験を有しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験及び幅広い見識と、強いリーダーシップが必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

金澤 憲一（かなざわ けんいち）



再任

生年月日
1971年12月23日

取締役在任年数
2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

所有する当社の株式数
1,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4 月	㈱都築ソフトウェア入社
2001年 1 月	富士ソフト㈱入社
2017年 4 月	同社　情報ソリューション部課長
2018年10月	当社入社
2021年 7 月	当社インテグレーション本部副本部長
2022年 7 月	当社インテグレーション本部長
2022年 9 月	当社取締役 インテグレーション本部長
2024年 7 月	当社取締役 ペイメントビジネス本部長（現任）

取締役候補者とした理由
大型システム開発案件のプロジェクトマネージャ及び組織マネジメントの豊富な知識と経験を有しております。当社の継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験及び幅広い見識と、強いリーダーシップが必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

西田光志（にしだみつし）



再任 社外 独立役員

生年月日
1951年9月29日

取締役在任年数
4年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	㈱東洋情報システム（現：TIS㈱）入社
2001年 6 月	同社　取締役企画本部企画部長
	兼同本部事業開発室長兼社長室長
2003年 4 月	同社　取締役企画部長兼事業開発室長
2004年 4 月	同社　取締役金融・カード第1事業部長
2005年10月	同社　取締役カード第2事業部長
2006年 4 月	同社　取締役事業統括本部カード第2事業部長
2008年 4 月	クオリカ㈱　代表取締役社長
2013年 4 月	TIS㈱　代表取締役副社長
2016年 4 月	同社　代表取締役副社長執行役員
2018年 4 月	同社　代表取締役
2018年 9 月	㈱W&Bay consulting　代表取締役（現任）
2020年 6 月	㈱エコミック　社外取締役（現任）
2020年 9 月	当社社外取締役（現任）
2021年12月	アイビーシー㈱　社外取締役（現任）
2024年 6 月	㈱デジタルガレージ　社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
他社での会社経営全般に関する経験・見識が豊富であり、当社経営陣から独立した立場での経営全般に関する適切な助言が得られるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 6

日下部 進（くさかべ すすむ）



再任 社外 独立役員

生年月日
1957年４月22日

取締役在任年数
2年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月　ソニー㈱（現：ソニーグループ㈱）入社
1988年 4 月　同社　情報処理研究所　係長
1999年 4 月　同社　総合研究所／中央研究所　開発課長
2001年 4 月　同社　Ｆｅｌｉｃａ事業部　事業部長兼開発部長
2003年 4 月　同社　情報通信研究所　リサーチディレクター
2005年 4 月　三菱商事㈱　生活産業グループ　新規事業アドバイザー
2009年 8 月　ＱＵＡＤＲＡＣ㈱　代表取締役社長
2022年 9 月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
情報システム業界全般における技術者としての豊富な経験を有しており、かつ他社において代表取締役を歴任するなど豊富な経験と見識に基づき、当社経営陣から独立した立場での経営全般に関する適切な助言が得られるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 7

大高 敦（おおたか あつし）



新任 | 社外 | 独立役員

生年月日
1970年3月3日

取締役在任年数
－年

取締役会への出席状況
－回／－回

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 6 月　三菱商事㈱入社
2002年 1 月　同社　新機能事業グループ金融企画部　シニアマネージャー
2002年 4 月　同社　コーポレートグループビジネスクリエーション室　シニアマネージャー
2005年 4 月　同社　イノベーション事業グループビジネスクリエーション部　シニアマネージャー
2008年 3 月　㈱トランザクション・メディア・ネットワークス出向　代表取締役社長
2020年11月　同社転籍　代表取締役社長（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
他会社において代表取締役を務めるなど企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、かつ情報システム業界における豊富な経験を生かし、当社経営に対する有用な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

（注）1. 所有する当社株式の数は2024年６月30日現在のものであります。
2. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 西田光志氏、日下部進氏及び大高敦氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、西田光志氏及び日下部進氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、大高敦氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
5. 当社は、西田光志氏及び日下部進氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、大高敦氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役がその職務執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、取締役の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　　監査役４名選任の件

監査役全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

小坂（こさか） 大輔（だいすけ）

再任

生年月日
1955年３月27日

監査役在任年数
3年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

監査役会への出席状況
14回／14回

所有する当社の株式数
103,400株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	千葉県成田市立向台小学校教諭
1992年 4 月	千葉県印旛郡印西町（現：印西市）教育委員会学校教育課
1997年10月	当社入社
2007年11月	当社管理部長
2010年 7 月	当社執行役員管理部長
2012年 7 月	当社執行役員サービス運用部長
2015年 1 月	当社執行役員社長秘書
2016年 1 月	当社執行役員総務人事部長
2017年 1 月	当社執行役員内部監査室長
2020年 4 月	当社内部監査室長
2021年 9 月	当社監査役（現任）

監査役候補者とした理由
内部監査室長として公正かつ独立した立場で監査業務に携わるなど豊富な経験や知識を活かして、適切な監査が行われるものと判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者番号 2

中村 敏宏（なかむら としひろ）

再任 | 社外 | 独立役員

生年月日
1953年10月30日

監査役在任年数
6年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

監査役会への出席状況
14回／14回

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年 4 月	セイコーシステム㈱(現：セイコーソリューションズ㈱) 入社
1998年 4 月	セイコープレシジョン㈱開発部長
2003年 5 月	同社システム事業部長
2005年 6 月	同社ソリューション事業本部副本部長
2006年 6 月	同社取締役栃木事業所長
2007年 6 月	同社取締役電子デバイス事業本部長
2009年 1 月	㈱オハラ社外取締役
2009年 6 月	セイコープレシジョン㈱代表取締役
2013年 4 月	セイコーホールディングス㈱(現：セイコーグループ㈱) 顧問
2014年 3 月	(公財)服部報公会専務理事
2018年 9 月	当社監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由
他社において代表取締役や顧問を歴任するなど豊富な経験と高い見識を活かして、適切な監査が行われるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 3

齋藤浩史（さいとう ひろし）

再任 | 社外 | 独立役員

生年月日
1956年8月6日

監査役在任年数
5年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
25回／26回

監査役会への出席状況
13回／14回

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年12月	公認会計士登録と同時に監査法人太田哲三事務所（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
1989年12月	センチュリー監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
	齋藤公認会計士事務所設立　所長（現任）
	㈱AGSコンサルティング取締役
2000年 7 月	㈱AGSコンサルティング専務取締役
2017年 7 月	㈱柏の葉キャピタル設立　CEO（現任）
2017年10月	㈱TBC顧問（現任）
2018年 9 月	㈱マーキュリー社外取締役（監査等委員）
2019年 9 月	当社監査役（現任）
2021年 3 月	㈱AGSコンサルティング　監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由
公認会計士として会計に関する高度で専門的な知識と豊富な経験に基づく幅広い見識を有していることから、適切な監査が行われるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者番号 4

阿部通子（あべみちこ）

再任 | 社外 | 独立役員

生年月日
1972年６月18日

監査役在任年数
3年5ヶ月（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況
26回／26回

監査役会への出席状況
14回／14回

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1995年 4 月	㈱ビーエスピー（現：㈱ユニリタ）入社
2003年10月	㈱スカイラピス転籍
2010年 2 月	学校法人東京理科大学　入職
2011年11月	最高裁判所司法研修所　入所
2012年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
2013年 1 月	㈱ドワンゴ　入社
2013年11月	恒心綜合法律事務所（現：法律事務所Steadiness）入所
2014年 9 月	竹橋法律事務所　設立
2020年 7 月	八雲法律事務所　入所（現任）
2021年 4 月	当社監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由
弁護士としての専門的な知見を有しており、かつ当社の属するＩＴ業界に対する見識が豊富であることから適切な監査が行われるものと判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

（注）1. 所有する当社株式の数は2024年６月30日現在のものであります。
2. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 中村敏宏氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏は社外監査役候補者であります。
4. 当社は、中村敏宏氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、小坂大輔氏、中村敏宏氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、監査役がその職務執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることにより生じることがある損害が填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、監査役の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

事業報告　（2023年７月１日から2024年６月30日まで）

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、インバウンド需要の回復や賃上げの動き等、各種政策の効果によって回復基調が期待されているものの、世界的な金融引き締め等に伴う景気の下振れリスクに加え、物価上昇や急激な為替変動等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する情報サービス産業においては、少子高齢化・生産年齢人口減少の影響等を受け、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みが加速しており、あらゆる産業において、業務効率化や情報セキュリティの強化のためのIT投資意欲は引き続き拡大傾向にあります。

当社の主要な事業領域であるクレジットカード業界においては、個人消費の持ち直しやクレジットカードの利用機会の増加により、クレジットカード業の取扱高は、前年の水準を引き続き上回り推移しております。

このような環境の中、当社はスーパーマーケット・ディスカウントストア等、小売業の新規・既存顧客を中心に、マルチ決済システムの導入、決済端末の販売、新たな決済手段やサービス開始の提案等を引き続き進めるとともに、マルチ決済端末のサブスクリプションサービス「サクラ」を開始し、マーケットターゲットの拡大を進めております。また、デジタルペイメントソリューションの世界的大手プロバイダーであるNewland Payment Technology International (Singapore) Pte Ltd.と販売店契約を締結し、当社の端末販売及びサブスクリプションサービスのラインナップを充実させ、キャッシュレスでの国内シェアの拡大を進めております。

さらに、2024年2月に株式会社トランザクション・メディア・ネットワークスと資本業務提携を行いました。決済事業領域において当社のサービス・機能と組み合わせ、顧客への提案力強化を図るとともに、開発リソースの融通等、効率化を行うことで、事業の拡大を目指しております。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,740,431千円（前年同期比12.3％増）、営業利益は58,558千円（前年同期は営業損失273,013千円）、経常利益は44,702千円（前年同期は経常損失297,628千円）、当期純利益は72,602千円（前年同期は当期純損失773,815千円）となりました。

前事業年度において「キャッシュレス決済サービス事業」の単一セグメントとしておりましたが、当事業年度より、「ペイメントインテグレーション事業」、「ペイメントサービス事業」及び「その他事業」の３つを報告セグメントとしております。

セグメント別の経営成績は以下のとおりです。

（ペイメントインテグレーション事業）

ペイメントインテグレーション事業は、主要取引先からのリプレース大型案件を受注し、機器販売、受託開発ともに、好調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は774,946千円（前年同期比23.0%増）、セグメント利益（営業利益）は82,680千円（前年同期は186,505千円のセグメント損失）となりました。

（ペイメントサービス事業）

ペイメントサービス事業は、決済ASPサービス、保守運用サービスの提供等であり、本事業のストック売上は、フロー収益の案件が納品された後から売上計上されます。前事業年度で獲得したフロー案件からストック売上に繋がり、堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は965,484千円（前年同期比5.0%増）、セグメント利益（営業利益）は56,355千円（同46.2%増）となりました。

（その他事業）

その他事業は、主に、ヘルスケアアプリの設計・開発・販売・サービスの提供を行っており、各種イベントに出展、共創パートナーの募集に取り組みました。

当事業年度においては、売上計上には至らず（前年同期は75千円のセグメント売上）、研究開発を継続して実施した結果、セグメント損失（営業損失）は80,477千円（前年同期は125,047千円のセグメント損失）となりました。NUCADOCO事業については、2024年8月14日、事業の廃止を決議いたしました。

事業区分	売上高（千円）	構成比（%）	前事業年度比（%）
ペイメントインテグレーション事業	774,946	44.5	123.0
ペイメントサービス事業	965,484	55.5	105.0
その他事業	－	－	－
合計	1,740,431	100.0	112.3

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、321,290千円であり、その主なものは次のとおりです。

① サーバー等機器類の購入	9,584千円
② 自社利用ソフトウエアの開発	298,566千円
③ 自社利用ソフトウエアの取得	9,810千円

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、主に運転資金のため、金融機関より長期借入金193,000千円の資金調達を行っております。また、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約550,000千円を締結しており、当事業年度末での未実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、キャッシュレス決済分野に特化した高品質なサービスの提供により、業界における存在価値を高めるため、以下の課題に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいります。

① システム開発力と競争力の強化

当社は、長年蓄積されたノウハウを生かし、多様なキャッシュレス決済ニーズに対応したシステムを提供しております。情報通信の技術革新は日進月歩であり、常に新技術、新サービスが出現する状況です。当社は競争力のある商品・サービスをお客様にご提供するために、それらの技術やサービスをタイムリーにキャッチし、先行して対応することが重要と認識しております。システム開発においては、プロジェクトの見える化を推進し、問題点の把握・早急な対応策の実施等をとおして、品質、コスト、納期の三面からの管理に取り組んでおります。また、リリース時の検証に十分な時間をかけ、安全性と信頼性の高いシステムとサービスの提供に取り組んでまいります。

② 優秀な人材の獲得及び育成

当社は、新しい技術への対応が常に要求される事業を営んでおります。最先端の技術を習得し、高度な技術力に裏付けられた、顧客にとって使いやすく、顧客業務の効率化に資する商品・サービスの提供を目指しております。高品質なサービスの企画・開発力が競争力の源泉になると認識しておりますが、その確保のためには、優秀なスタッフと、組織体制を整備していくことが必要になると考え、積極的な人材採用活動を進めるとともに、従業員が働きやすい環境の整備、人事制度の構築、人材育成のための研修などを行ってまいります。

③　サービス品質の向上

当社は、サービスの一層の品質向上に向けて、開発技術の精錬に努め、トラブルや不具合などが発生しないよう保守及び運用サービスを強化するとともに、品質保証による信頼を獲得、維持することが重要であると考えております。そのため、品質マネジメントシステムの国際標準規格であるISO 9001の認証を取得し、継続的な改善に努めております。引き続き、品質管理を徹底し、企業価値の向上に努めてまいります。

④　情報セキュリティの強化

当社が提供するシステムやサービスの顧客数が増加しデータの規模が拡大するのに伴い、外部からの不正な手段による侵入等によって、決済情報やクレジットカード情報等の重要なデータが消去される、あるいは、外部に流出するリスクも増加することになります。これらの情報の保護等の体制強化のため、当社は情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO/IEC 27001及びクレジットカード情報保護におけるセキュリティ基準であるPCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standards）の認証を取得しておりますが、在宅ワークの普及や、情報犯罪の高度化により、情報漏洩又はコンピュータウィルスの侵入リスク等に晒されていることを認識しております。そのため、情報セキュリティ事務局を置き、情報管理やアクセス管理を実施するとともに、情報の取扱いに関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めてまいります。

⑤　内部管理体制の強化

当社は、今後の事業環境の変化に対応し、継続的な事業拡大を進めるためには内部管理体制の強化が重要であると認識しております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内研修の実施を通じてコンプライアンス体制の強化を行い、コーポレート・ガバナンスを充実していくことで、リスク管理の徹底や業務の効率化を図ってまいります。

⑥　収益力の向上

持続的な成長を実現するためには収益基盤の強化が必要であると考えており、営業アライアンス先を拡充、特にカード会社との連携を強化することにより、新規顧客獲得を図ってまいります。既存ビジネスに加え、国際ブランド決済ネットワーク接続サービスや決済端末サブスクリプションサービスによるストックビジネスの拡大に取り組み、ストック売

上の拡大を図ってまいります。

また、全社的な予算実績管理を徹底し、固定費を中心に費用削減を図り、一層の収益力向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第26期	第27期	第28期	第29期
	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期	2024年6月期
売上高（千円）	2,078,125	1,588,807	1,549,384	1,740,431
経常利益又は経常損失（△）（千円）	191,615	△82,878	△297,628	44,702
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	126,576	△91,660	△773,815	72,602
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	61円39銭	△39円18銭	△310円40銭	29円07銭
総資産額（千円）	1,336,864	1,514,907	1,571,214	1,764,860
純資産額（千円）	781,565	1,138,504	340,279	415,451
1株当たり純資産額（円）	374円40銭	456円74銭	136円38銭	165円82銭

（注）1. 第27期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、第27期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2021年３月12日付で普通株式１株につき40株の割合で株式分割を行いましたが、第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2024年６月30日現在）

当社は、クレジットカード、デビットカード、電子マネー等の決済システムをオンプレミス型とクラウド型で提供するキャッシュレス決済サービス事業を行っており、事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
ペイメントインテグレーション事業 （フロービジネス）	・決済システムの設計・開発・導入・販売 ・決済端末アプリケーションの設計・開発・導入・販売 ・決済端末の販売 ・システム機器の販売、ソフトウェアやシステムインフラ基盤に関する設計・開発・導入・販売
ペイメントサービス事業 （ストックビジネス）	・決済ASPサービス（クラウド型）の提供 ・保守運用サービスの提供 ・決済端末のサブスク型販売 ・決済代行サービスの提供 ・ソフトウェアの保守、ハードウェアの保守、BPOサービスの提供
その他事業	・ヘルスケアアプリの設計・開発・販売・サービスの提供（NUCADOCO事業） ・事業化を検討している新規ビジネス等

(8) 主要な営業所及び工場（2024年６月30日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社	千葉県佐倉市	東京事務所	東京都港区
米沢事務所	山形県米沢市	札幌R&Dセンター	北海道札幌市
データセンター	神奈川県横浜市		

(9) 従業員の状況（2024年６月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名	１名（減）	42.0歳	7.9年

（注） 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2024年６月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社千葉銀行	754,600千円
株式会社りそな銀行	91,664千円
株式会社京葉銀行	60,000千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社モビリティ及びモビリティ・エックス株式会社より、2021年７月12日付で特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受けております。

これは、当社の販売する決済端末を利用した決済システム（以下「当該製品」）が原告の特許権及び当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして損害賠償請求訴訟を提起されたものであります。

また、当社は、株式会社モビリティ及び外１名（以下「モビリティら」）に対し、2021年８月31日付で、不正競争防止法等に基づき損害賠償請求をする本訴を提起しておりましたが、モビリティらは、当社の本訴提起が、故意又は過失によってモビリティらの権利又は法律上保護される利益を侵害し、これにより有形及び無形の損害を被ったとして、当社に対し損害賠償又は謝罪を求める反訴を提起しました。

東京地方裁判所から、2024年３月22日、当社の本訴に係る請求、モビリティらの反訴にかかる請求は、いずれも棄却する旨等の判決の言い渡しがありましたが、モビリティらは第一審判決を不服として、2024年４月５日に知的財産高等裁判所に控訴を提起しております。

当社は、当社の販売する当該製品に原告の主張するような特許権侵害はなく原告らの請求には理由がないものと考えており、現在係争中であります。

2 会社の株式に関する事項（2024年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　　8,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,505,443株（自己株式　717株除く）

(3) 株主数　　1,408名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社コミューン	459,440株	18.34%
株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス	372,000	14.85
株式会社アイネット	160,000	6.39
矢ヶ部　啓一	153,600	6.13
坂井　正人	108,000	4.31
小坂　大輔	103,400	4.13
ジィ・シィ企画従業員持株会	90,340	3.61
金子　京子	84,400	3.37
近藤　茂男	56,800	2.27
髙橋　惠二	45,760	1.83

（注）　持株比率は、自己株式（717株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

① 第４回新株予約権（2015年９月18日開催の第20期定時株主総会決議による）

a 新株予約権の数

49個（新株予約権１個につき400株）

b 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 19,600株

c 新株予約権の発行価額

無償

d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１株あたり 225円

e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株あたり 112円

f 新株予約権の行使期間

2015年９月18日から2025年９月17日まで

g 新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

h 新株予約権の取得事由及び条件

ア．当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

イ．新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 （社外取締役を除く）	9個	3,600株	2名

（注）1. 当社は、2015年９月18日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

2. 当社は、2021年３月12日付で普通株式１株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

② 第５回新株予約権（2016年９月21日開催の第21期定時株主総会決議による）

a 新株予約権の数
950個（新株予約権１個につき40株）

b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式　38,000株

c 新株予約権の発行価額
無償

d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１株あたり　250円

e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
１株あたり　125円

f 新株予約権の行使期間
2016年９月21日から2026年９月20日まで

g 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

h　新株予約権の取得事由及び条件

ア．当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

イ．新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 （社外取締役を除く）	580個	23,200株	1名

（注）　当社は、2021年３月12日付で普通株式１株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

③　第６回新株予約権（2018年９月27日開催の第23期定時株主総会決議及び2019年５月31日開催の取締役会決議による）

a　新株予約権の数

300個（新株予約権１個につき40株）

b　新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式　　12,000株

c　新株予約権の発行価額

無償

d　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１株あたり　300円

e　新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額

１株あたり　150円

f　新株予約権の行使期間

2021年７月１日から2028年６月30日まで

g　新株予約権の主な行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

h　新株予約権の取得事由及び条件

ア．当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

イ．新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 （社外取締役を除く）	30個	1,200株	1名

（注）　当社は、2021年３月12日付で普通株式１株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年６月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	金子哲司	
代表取締役社長	矢ヶ部啓一	
取締役	髙木洋介	ペイメントビジネス本部長兼ソリューションセールス部長
取締役	丸山英幸	経営管理本部長
取締役	金澤憲一	インテグレーション本部長
取締役	西田光志	㈱W&Bay consulting代表取締役 ㈱エコミック社外取締役 アイビーシー㈱社外取締役 ㈱デジタルガレージ社外取締役
取締役	日下部進	
常勤監査役	小坂大輔	
監査役	中村敏宏	
監査役	齋藤浩史	齋藤公認会計士事務所所長 ㈱柏の葉キャピタルCEO、㈱TBC顧問、 ㈱AGSコンサルティング監査役
監査役	阿部通子	八雲法律事務所弁護士

(注) 1. 取締役　西田光志氏及び日下部進氏は、社外取締役であります。
2. 監査役　中村敏宏氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役　齋藤浩史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役　阿部通子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役西田光志氏及び日下部進氏、監査役中村敏宏氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該契約は被保険者が業務の執行に起因して損害賠償請求を受ける場合において、法律上の損害賠償金や訴訟費用を支払うことにより生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は補償対象外とするなど、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	94,659 (9,546)	94,659 (9,546)	－ (－)	－ (－)	7 (2)
監査役 （うち社外監査役）	19,246 (11,896)	19,246 (11,896)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 （うち社外役員）	113,905 (21,442)	113,905 (21,442)	－ (－)	－ (－)	11 (5)

（注）1. 当事業年度末日現在の取締役は７名（うち社外取締役は２名）、監査役は４名（うち社外監査役は３名）であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、2021年９月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は年額16,000千円以内、使用人兼務取締役の使

用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち、社外取締役は２名）です。

監査役の報酬額は、2021年９月29日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

③　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として取締役の報酬等の内容を検討するため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。委員会の構成メンバーは３名で、うち２名は委員長も含め社外取締役としております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会により決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議をする内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容等について当該決定方針と整合するものとして指名・報酬委員会の答申を尊重し決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

a　基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、毎月固定額を支給する「基本報酬」と、当該事業年度の業績に連動した「業績連動報酬」によって構成されております。監督機能を担う業務執行を行わない社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査役については、株主総会決議により定められた監査役報酬の枠内で、監査役の協議により決定しております。

種類別の報酬割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で、基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責・貢献度等を考慮して、業績連動報酬の割合について、指名・報酬委員会にて検討を行うものとしております。

b　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

・個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて検討を行うものとし、取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。
・取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、貢献度等に応じて総合的に勘案して決定することとしております。
・取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、各取締役の職責に基づき、各事業年度の営業利益率に基づいた支給割合が設定されております。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役西田光志氏は、株式会社W&Bay consultingの代表取締役、株式会社エコミック、アイビーシー株式会社及び株式会社デジタルガレージの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役齋藤浩史氏は、齋藤公認会計士事務所の所長、株式会社柏の葉キャピタルのCEO、株式会社TBCの顧問及び株式会社AGSコンサルティングの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役阿部通子氏は、八雲法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主な活動状況
西 田 光 志	取　締　役	当事業年度開催の取締役会26回全てに出席し、経営陣から独立した立場で、当社の経営に関して本質的な課題やリスクを把握した上で、情報サービス業界における豊富な経験と知識に基づく提言・助言などを積極的に述べ、当社の企業価値向上に資する役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に就任しております。
日 下 部 進	取　締　役	当事業年度開催の取締役会26回全てに出席し、経営陣から独立した立場で、情報システム業界全般における技術者としての豊富な経験及び経営全般に関する豊富な経験と見識に基づき、積極的な意見を述べ、当社の企業価値向上に資する役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に就任しております。
中 村 敏 宏	監　査　役	当事業年度開催の取締役会26回全てに出席し、同業他社で経営者として長年務めた豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営から独立し、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査役会14回全てに出席し、当社のガバナンスやコンプライアンス等に係る監査上の諸問題について、適宜必要な発言を行っております。
齋 藤 浩 史	監　査　役	当事業年度開催の取締役会には26回中25回出席し、公認会計士として培われた企業会計に関する専門的な知識や経験を活かし、取締役会において、適宜、質問、意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。 また、監査役会14回中13回出席し、適宜必要な発言を行っております。
阿 部 通 子	監　査　役	当事業年度開催の取締役会26回全てに出席し、弁護士としての見地から意見を述べており、特に社内規程の改定やコンプライアンス上の諸問題について、専門的な立場から助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会14回全てに出席し、適宜必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,600千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査業務の進行状況及び概算見積もり等が当社の規模や内容に対して適切であるか否かの検証を行い、会計監査人の報酬等について同意の判断を行っております。

3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬5,800千円があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a 経営理念、経営方針の周知徹底に努め、取締役及び使用人が日々実践していくことで、業務遂行上においての法令及び定款の遵守を徹底するものとする。

b コンプライアンス委員会、稟議制度、内部監査室及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保するものとする。

c 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務の執行に対する牽制及び監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるものとする。

d 内部監査により、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講じるものとする。

e 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a 文書管理規程及び情報資産管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理するものとする。

b 取締役及び監査役は必要に応じて上記の情報を閲覧できるように、閲覧環境を整備するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a リスク管理規程を整備して、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を図るものとする。

b 経営上や業績に重大な影響を与える恐れのあるリスクについて、その発生を未然に防ぐため、リスク管理委員会において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a　取締役会は、原則として毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。

b　取締役は、その執行状況を取締役会に報告するものとする。

c　組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等の規定に基づき、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役の職務執行が効率的かつ迅速に行える体制を構築するものとする。

d　経営会議を設置し、役職員が経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上に努めるものとする。

⑤　当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、会社全般にわたる職務遂行の適正を確保するため、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、内部監査を実施するものとする。また、内部監査室は適宜、監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施するものとする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査役と協議の上、必要に応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。

⑦　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a　監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委譲されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

b　当該使用人の人事については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a　監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとする。

b　取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行うものとする。

c　取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
d　取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取扱いを受けないことを保障するものとする。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行に必要な費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a　監査役は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行うものとする。また、必要に応じて他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行うものとする。
b　監査役は、経営会議などの重要会議に出席し、意見を述べることができるものとする。
c　監査役は定期的に内部監査室及び会計監査人と情報交換を行う等、相互の連携を図り、監査の実効性を確保するよう努めるものとする。
d　監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取できるものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針
a　基本方針を整備し、反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶するものとする。
b　反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備、運用を図るものとする。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
a　財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行うとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
b　内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告の適正性の確保に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は取締役７名（うち社外取締役２名）により構成されており、取締役会規程に則り、毎月１回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役も出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

② 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役４名（うち社外監査役３名）により構成されております。

監査役会は毎月１回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催しており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、職務の執行及び企業経営の適法性を監視しております。監査役及び監査役会は、監査計画に基づく監査役監査を実施するとともに、毎月開催される監査役会においては、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。また、内部監査室及び会計監査人との連携に努めております。

③ 経営会議

当社は、代表取締役社長の直下に経営会議を設置しております。経営会議は取締役と各部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加し、毎月２回開催しております。

経営会議は取締役会の諮問機関として、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会の決定した基本方針に基づいて各業務の執行方針及び計画並びに重要な業務の実施に関する事項を協議しております。また、各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

④　指名・報酬委員会

当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しており、社外取締役が委員長を務め、かつ過半数は社外取締役によって構成されております。取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

⑤　コンプライアンス委員会

当社はコンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役社長を委員長として部門を統括する取締役、執行役員及び部長により構成されております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることからコンプライアンス規程にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定めた上で、コンプライアンス委員会を四半期に１回開催しております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

⑥　リスク管理委員会

当社はリスク管理委員会を設置しており、代表取締役社長を委員長として部門を統括する取締役、執行役員及び部長により構成されております。

情報漏えい、災害対応をはじめとする、当社経営を取り巻くリスクに対応する予防策を検討するため、リスク管理委員会を四半期に１回開催しております。

リスク管理委員会は、必要な業務ルールを見直し、情報システムの整備、社員教育の徹底等の活動を行っております。

⑦　内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、会計監査及び業務監査を実施し、代表取締役社長に監査結果を報告しております。是正・改善が必要な場合は、必要に応じて代表取締役社長を通して被監査部門への是正・改善指示を行い、内部牽制機能の強化を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題の一つとして認識し、経営基盤、財務体質強化に向けた内部留保の確保に留意しつつ、財務状況及び業績等を総合的に勘案し、継続的に安定した配当を実施することを基本方針としております。

しかしながら、当期の期末配当につきましては、財務状況及び当期の業績等を勘案いたしまして、誠に遺憾ながら無配とさせていただきました。

早期の業績の回復と復配に向けて、引き続き全社をあげて取り組んでまいりますので、株主の皆様には、何卒ご理解ご了承賜りますようお願い申し上げます。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率は特段の注記がない限り、表示未満の数値を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表（2024年６月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**1,516,584**
現金及び預金	769,221
売掛金及び契約資産	323,539
商品	380,497
仕掛品	1,822
前払費用	36,370
その他	5,133
固定資産	**248,276**
有形固定資産	**8,410**
建物	832
工具、器具及び備品	7,578
無形固定資産	**190,028**
ソフトウエア	125,941
ソフトウエア仮勘定	64,087
投資その他の資産	**49,837**
出資金	160
敷金及び保証金	8,335
長期前払費用	12,002
繰延税金資産	29,313
その他	25
資産合計	**1,764,860**

科　　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**1,113,797**
買掛金	29,106
短期借入金	610,000
１年内返済予定の長期借入金	110,652
未払金	103,510
未払費用	29,085
未払法人税等	6,231
預り金	31,061
契約負債	139,920
その他	54,229
固定負債	**235,612**
長期借入金	235,612
負債合計	**1,349,409**
（純資産の部）	
株主資本	**415,451**
資本金	**433,234**
資本剰余金	**316,834**
資本準備金	316,834
利益剰余金	**△334,447**
利益準備金	1,520
その他利益剰余金	△335,967
繰越利益剰余金	△335,967
自己株式	**△168**
純資産合計	**415,451**
負債・純資産合計	**1,764,860**

損益計算書（2023年７月１日から2024年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**1,740,431**
売上原価		**1,085,875**
売上総利益		**654,556**
販売費及び一般管理費		**595,997**
営業利益		**58,558**
営業外収益		
販売手数料	5,910	
助成金収入	1,884	
その他	269	**8,064**
営業外費用		
支払利息	6,097	
支払手数料	10,526	
訴訟関連費用	4,927	
その他	369	**21,920**
経常利益		**44,702**
税引前当期純利益		**44,702**
法人税、住民税及び事業税	1,413	
法人税等調整額	△29,313	**△27,900**
当期純利益		**72,602**

株主資本等変動計算書（2023年７月１日から2024年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	431,949	315,549	315,549	1,520	△408,570	△407,050
当期変動額						
新株の発行	1,285	1,285	1,285			
当期純利益					72,602	72,602
当期変動額合計	1,285	1,285	1,285	－	72,602	72,602
当期末残高	433,234	316,834	316,834	1,520	△335,967	△334,447

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△168	340,279	340,279
当期変動額			
新株の発行		2,570	2,570
当期純利益		72,602	72,602
当期変動額合計	－	75,172	75,172
当期末残高	△168	415,451	415,451

個別注記表

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品	月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
(2) 仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
車両運搬具	３～６年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は以下の５ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

当社における主要な収益認識基準は、以下のとおりです。

（1）ペイメントインテグレーション事業

主に、受注制作ソフトウエアに係る開発案件のサービスの提供、システム機器販売、ライセンス販売があります。

受注制作ソフトウエアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、コストに基づくインプット法を適用して履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、プロジェクトの見積原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受注制作ソフトウエア開発案件については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム機器販売に係る収益については、顧客による商品の検収により、当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、商品を顧客が検収した時点で収益を認識しております。

ペイメントインテグレーション事業に含まれるライセンス販売に係る収益については、契約上、知的財産を使用する権利を顧客に付与する場合は、一時点で充足される履行義務として処理し、顧客がライセンスを使用して当該知的財産からの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。また、アクセス権の場合には、顧客との契約期間に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は履行義務充足時点から１年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

（2）ペイメントサービス事業

主に、決済ASPサービス、保守運用サービスの提供があります。

決済ASPサービス、保守運用サービスについては、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があることから、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は一部の取引において前払を受ける場合がありますが、履行義務充足時点から１年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

(3) その他事業

主に、ヘルスケアアプリのサービスの提供があります。

ヘルスケアアプリのサービスについては、契約期間にわたって顧客へのサービス提供体制を維持する必要があることから、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された金額で測定しており、対価は一部の取引において前払を受ける場合がありますが、履行義務充足時点から1年以内に受領しており、重要な金利要素は含んでおりません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 一定の期間にわたり履行義務を充足し認識した収益における原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に進捗度に応じて計上した受注制作ソフトウエア開発案件の売上高

258,554千円

なお、ペイメントインテグレーション事業において一定期間にわたり移転される財又はサービスの金額は368,275千円であり、上記はそのうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件を除いた金額であります。

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

受注制作ソフトウエア開発に係る開発案件（契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発案件を除く）については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、コストに基づくインプット法を適用して履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。その進捗度の測定は、プロジェクトの見積原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

受注制作ソフトウエアに係る収益認識における重要な見積りにおいて、原価総額の見積りが必要となります。見積原価総額の算定においては、将来必要と見込まれる工数、外注費を主要な仮定としております。将来必要と見込まれる工数、外注費は、プロジェクトごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げにより算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

受注制作ソフトウエアはその仕様が顧客の要求に基づいて定められており、プロジェクトごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等により見積原価総額が変動することがあります。見積原価総額に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 棚卸資産（商品）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	380,497千円
棚卸資産（商品）評価損	－千円

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産（商品）の評価については、月別総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)により算定しております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するように、個別に将来の販売可能性を考慮し、販売が困難と判断した場合には、帳簿価額の切下げ対象となる在庫を識別し、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

仕入日から一定期間を超える商品については個別に得意先からの受注見込等について検討したうえで、販売可能性を判断しており、主要な仮定は得意先からの受注見込であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

得意先からの受注見込は一定の仮定と判断を含むため、不確実性を伴い、将来の経済環境の変動による影響を受ける可能性があり、受注見込が実際の受注と異なった場合、翌事業年度の計算書類において、損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　338,212千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	550,000千円
借入実行残高	550,000千円
差引額	ー千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,495,760	10,400	－	2,506,160

（変動事由の概要）

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　10,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	717	－	－	717

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　69,600株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	139,329千円
減価償却超過額	105,025千円
未払賞与否認	14,204千円
未払社会保険料	2,295千円
敷金償却否認	1,901千円
未払事業税	1,454千円
その他	959千円
繰延税金資産小計	265,171千円
評価性引当額	△235,857千円
繰延税金資産合計	29,313千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入れによる方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであります。長期借入金は全て変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利変動にかかる市場リスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、 次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含めておりません（(注１）を参照ください。)。また、現金及び預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（※）	346,264	346,264	－
負債計	346,264	346,264	－

（※）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注１）市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	160
合計	160

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ２年以内 (千円)	２年超 ３年以内 (千円)	３年超 ４年以内 (千円)	４年超 ５年以内 (千円)	５年超 (千円)
長期借入金	110,652	110,652	85,052	39,908	－	－

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	346,264	－	346,264
負債計	－	346,264	－	346,264

（※）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、全て変動金利によるものであり、短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によっており、レベル２に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	ペイメントインテグレーション事業	ペイメントサービス事業	その他事業	
一時点で移転される財又はサービス	406,671	－	－	406,671
一定期間にわたり移転される財又はサービス	368,275	965,484	－	1,333,760
顧客との契約から生じる収益	774,946	965,484	－	1,740,431
外部顧客への売上高	774,946	965,484	－	1,740,431

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表　重要な会計方針　3.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	157,088	163,580
契約資産	146,224	159,959
契約負債	164,635	139,920

契約資産は、主に受注制作ソフトウエア開発など成果物の引渡し義務を負う契約について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にシステムの保守運用サービスの提供や、機器の販売、利用期間のあるライセンスの販売など、継続して役務の提供を行う契約について、顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は、37,251千円であります。

当事業年度において、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。

当事業年度において、契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当事業年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の影響は軽微であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	165円82銭
１株当たり当期純利益	29円07銭

重要な後発事象に関する注記

(一部事業の廃止)

当社は、2024年８月14日開催の取締役会において、当社のヘルスケアアプリの設計・開発・販売・サービス事業（以下、「NUCADOCO事業」といいます。）を廃止することを決議いたしました。

１．事業廃止の理由

当社はキャッシュレス決済サービスを中心としたペイメントインテグレーション事業とペイメントサービス事業及びその他事業※として、NUCADOCO事業を展開しております。

NUCADOCO事業は、リアルな３Ｄアバターを活用して、従業員の健康づくりのための行動変容の実現を目指し、2022年１月にサービス提供を開始しました。

2022年８月には、アバターを利用したヘルスケアシステムの特許を取得し、その後も様々なビジネス交流会やイベントへ出展する等により、ヘルスケアサービスに関する様々な知見を得てまいりましたが昨今の健康経営の気運の高まりから大手企業による事業化が相次ぎ、同種のサービスが散見され、当社においてもその都度機能アップを行う必要がある等、一定のコストが発生しておりました。

このような状況から、当社内におけるリソースの最適化を図るとともに事業の選択と集中を検討した結果、当社として将来にわたりNUCADOCO事業を継続することが困難と判断し、NUCADOCO事業の廃止を決定いたしました。

※ その他事業：主にNUCADOCO事業及び事業化を検討している新規ビジネス等

２．事業廃止の概要

（１）廃止する事業の概要

ヘルスケアアプリの設計・開発・販売・サービス事業（NUCADOCO事業）

（２）NUCADOCO事業の2024年６月期の経営成績

売上高：－千円

３．日程

取締役会決議日：2024年８月14日

事業廃止期日　：2024年８月31日

４．今後の見通し

2025年６月期の業績予想には、本件による影響額を織り込んでおり、その内容は外注や業務委託等の費用削減であります。

今後、新たに開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

２０２４年8月２６日

株式会社ジィ・シィ企画
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　澤　依　子
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　椙　尾　拓　郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ジィ・シィ企画の２０２３年７月１日から２０２４年６月３０日までの第２９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年７月１日から2024年６月30日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月30日

株式会社ジィ・シィ企画　監査役会

常勤監査役	小　坂　大　輔	㊞
社外監査役	中　村　敏　宏	㊞
社外監査役	齋　藤　浩　史	㊞
社外監査役	阿　部　通　子	㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

Android 決済端末のラインアップを拡充

－お客様のビジネスに最適なソリューションをご提供－

最先端の Android 決済端末を豊富に取り揃え、幅広いビジネスシーンに対応。POS レジやサイネージ機能を搭載し、端末一台で複数の機能が完結。さらに、大型のタッチパネルが操作性を大幅に向上させ、よりスムーズな決済取引を実現します。

▼ Castles Technology 社製



モバイル型
SATURN1000F2



POS 連動型
SATURN1000L



据置型
SATURN1000E

▼ Newland 社製



モバイル型
N950



POS 連動型
N750



POS 連動型
P300



据置型
X800

株主総会会場ご案内図

会場　千葉県佐倉市ユーカリが丘４丁目８番１号
ウィシュトンホテル・ユーカリ　５階 ロイヤル



交通のご案内　京成本線「ユーカリが丘」駅　徒歩約１分

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。

ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください
株式会社ジィ・シィ企画　総務人事部
TEL　043-464-3348

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。